

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
初動対応		
1	災害対応職員の不足（職員自身も被災者）	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 職員の動員配備 第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施 各所属長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を各部局筆頭総室を通じて、災害対策本部事務局（活動支援班）に報告する。災害対策本部長は、 全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、活動支援班長を通じて各班長に応援の指示を行う。
2	災害経験不足による初動対応の遅延	一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 防災教育 第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練 県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、 必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。 また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。
3	日影の影響や、電話の不通、道路の寸断等により、救助活動等の前提となる情報収集が難航	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 災害情報の収集伝達 第2 被害状況等の収集、報告 2 被害状況等の報告方法 (3) 県（災害対策本部情報班）は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも被害規模に関する概括的情報を把握し、特に、 市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国（総務省消防庁）に報告するものとする。 また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡するものとする。県警察本部は、人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁等に速やかに報告・連絡するものとする。
4	現地のインフラ状況を考慮し、自衛隊を一度に多く投入できなかった	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 自衛隊災害派遣 第5 部隊の自主派遣 2 災害派遣の自主派遣 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により本県との連絡が途絶した場合や市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、 知事（災害対策本部総括班）の要請を待つとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。
5	応援職員の宿泊場所確保が難航	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 相互応援協力 第9 受援体制の構築 2 市町村における受援体制 市町村は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。
6	被災地へのアクセス手段の確保	地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 道路の確保（道路障害物除去等） 第3 道路開通作業の実施 1 県（道路班） 県は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、 緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施する。 地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）										
		<p>なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。</p> <p>このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。また、必要に応じ災害復旧用応急組立橋による復旧を行う。</p>										
避難者対策												
9	避難所の長期化への対応	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所の設置・運営 第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (2) 環境の整備</p> <p>市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、<u>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>										
10	毛布及び停電や燃料不足による暖房の不足	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所の設置・運営 第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (1) 設備の整備</p> <p>避難所の設置者は、必要に応じて、<u>次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド</td> <td>カ 仮設トイレ</td> </tr> <tr> <td>イ 間仕切り用パーティション</td> <td>キ テレビ・ラジオ</td> </tr> <tr> <td>ウ 冷暖房機器</td> <td>ク インターネット情報端末</td> </tr> <tr> <td>エ 洗濯機・乾燥機</td> <td>ケ 簡易台所、調理用品</td> </tr> <tr> <td>オ 仮設風呂・シャワー</td> <td>コ その他必要な設備・備品</td> </tr> </table>	ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ	イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ	ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末	エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品	オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品
ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド	カ 仮設トイレ											
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ・ラジオ											
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末											
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品											
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品											
11	避難所開設者の被災、自主運営者の不足	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所の設置・運営 第2 避難所の運営 1 避難所運営の主体</p> <p>(4) 市町村や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u>自主運営組織を立ち上げる際には、《避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、》多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。</p> <p>(6) 県（災害対策本部避難支援班）は、避難所の運営状況について市町村と連絡調整を密に行い、避難所運営の優良事例を他の避難所に積極的に提供し、避難所運営の改善を促進する。</p> <p>また、<u>必要に応じて職員を避難所へ派遣し、避難所運営支援を行うものとする。</u></p>										
12	長期避難に伴うニーズの多様化への対応	<p>一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 (3) 《生活》必需品の支給 イ 避難者一人一人の違いへの配慮</p> <p><u>女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資（プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液 等）を備蓄するものとする。</u></p> <p>また、<u>公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業</u></p>										

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
		<p>者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等と協定を締結する、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。</p> <p>生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。</p>
13	<p>バランスのとれた温かい食事の提供</p>	<p>一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 避難対策</p> <p>第1 避難計画の策定</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(1) 給水・給食措置</p> <p>エ 一定期間経過後の食事の質の確保</p> <p>一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮など、質の確保についても配慮するものとする。</p>
14	<p>睡眠環境の整備（段ボールベッド）</p> <p>段ボールベッド協定通り届かず</p>	<p>一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 避難対策</p> <p>第1 避難計画の策定</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(2) 毛布、寝具等の支給</p> <p>避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。</p>
15	<p>避難所の衛生管理、健康管理、感染症対策</p> <p>避難所におけるゾーニングの確立</p>	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所の設置・運営</p> <p>第1 避難所の設置</p> <p>2 市町村長の措置</p> <p>(3) 避難所における措置</p> <p>カ 感染症対策</p> <p>市町村は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>
16	<p>水道管耐震化未整備による断水の長期化（石川県平均36.8%、全国平均41.2%）</p>	<p>地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策</p> <p>第1 上水道施設予防対策</p> <p>1 水道施設等の整備 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。</p> <p>(2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。</p> <p>(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。</p> <p>(4) 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、市町村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。</p>
17	<p>トイレの数、立地及び衛生環境の改善</p>	<p>一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第9節 避難対策</p> <p>第1 避難計画の策定</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項</p> <p>(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）</p> <p>避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを</p>

令和 6 年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
		<p><u>確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。</u>なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。</p> <p>トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。</p> <p>また、<u>衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努める</u>とともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。</p>
18	避難所外避難者（在宅・車中泊）の把握、支援	<p>一般災害対策編 第 3 章 災害応急対策計画 第 10 節 避難所の設置・運営 第 2 避難所の運営</p> <p>6 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 在宅被災者等及び車中生活をおくる被災者への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、<u>在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。</u></p> <p>(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援</p> <p>市町村は、<u>関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給する</u>とともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。</p> <p>なお、災害対策活動の拠点となる施設（市町村庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。</p>
19	観光客、帰省者（帰宅困難者）対策	<p>一般災害対策編 第 2 章 災害予防計画 第 11 節 食料等の調達・確保、防災資機材、廃棄物処理計画等の策定及び罹災証明書発行体制の整備</p> <p>第 1 食料、生活物資等の調達及び確保</p> <p>1 食料</p> <p>(4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。</p> <p>また、<u>備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の 1 日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</u></p> <p><u>《なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。》</u></p> <p>2 生活物資</p> <p>(4) 市町村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、<u>備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の 1 日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。</u></p> <p><u>《なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。》</u></p>
20	施設損壊や職員被災による人手	<p>一般災害対策編 第 2 章 災害予防計画 第 16 節 要配慮者対策</p> <p>第 1 1 避難所における要配慮者支援</p>

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
	不足	2 福祉避難所の指定 (1) 市町村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別の配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、 <u>避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。</u>
21	耐震化率（住宅）	地震・津波災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 都市の防災対策 第1 建築物防災対策 2 建築物の耐震性強化 建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。 このため、県（建築総室）及び市町村は、建築物の所有者又は管理者に対し、 <u>耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。</u> また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。 (1) 耐震化に関する県民相談の実施 県（建築総室）は、県民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずると共に、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。 (2) 耐震性に関する知識の普及 県（建築総室）は、耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図る。 (3) 建築士会等の協力 県（建築総室）は、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。
22	防災部署に女性職員が少ない	一般災害対策編 第1章 総則 第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標 第2 基本方針 6 男女双方の視点に配慮した防災対策 男女双方の視点に配慮した防災を進めるための <u>防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る</u> ものとする。
2次避難		
23	2次避難先の7割以上が県外施設	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難 第5 広域的な避難対策 2 県外避難の調整 県（災害対策本部避難支援班、生活環境班）は、市町村からの要請により <u>被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備する</u> とともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。
24	避難者への情報提供、管理が不鮮明（被災者が現地に着くまで行き先不明）	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難 第5 広域的な避難対策 1 県内市町村間の避難調整 (2) 被災市町村の役割 被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、 <u>住民に対して避難先の割り当てを周知する</u> とともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。 また開設した避難所には <u>可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める</u> 。
25	2次避難先での訪問・見守り体制	
26	広域避難に係る	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
	避難先自治体との調整不足	<p>第5 広域的な避難対策</p> <p>1 県内市町村間の避難調整</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>県（災害対策本部避難支援班）は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。</p>
生活再建		
27	罹災証明書発行遅延による生活再建の遅れ	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援等</p> <p>第2 罹災証明書の交付</p> <p>2 市町村は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</p>
28	仮設住宅の不足 (石川県で9,000戸超需要1/23)	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第1 建設型応急仮設住宅の建設</p> <p>1 実施機関等</p> <p>(4) 市町村は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。</p>
29	山間部で用地不足のため建設が困難	
30	仮設住宅入居者への訪問、見守り体制	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 被災者生活再建支援法に基づく支援等</p> <p>第4 被災者の生活支援</p> <p>県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、《災害ケースマネジメントの実施等により、》見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>
31	応急住まいの需要（県内希望多数）と供給戸数（県内少数、県外多数）のミスマッチ	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 応急仮設住宅の供与</p> <p>第2 賃貸型応急住宅等の提供</p> <p>1 賃貸型応急住宅の提供</p> <p>県（災害対策本部被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、民間賃貸住宅の借り上げは、（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して行うことができる。なお入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のための地域単位での入居などにも配慮する。</p>
孤立集落		
32	十分な備蓄物資の確保	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所の設置・運営</p> <p>第2 避難所の運営</p> <p>3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策</p> <p>(2) 環境の整備</p> <p>《孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保につい</p>

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
		て配慮するものとする。》
33	陸路による人的・物的支援の輸送ルート確保	地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 道路の確保（道路障害物除去等） 第3 道路開通作業の実施 1 県（道路班） 県は、 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、緊急度の高い第1次確保路線道路から開通作業を実施する。 地域によって第1次確保路線から開通することが困難な場合は、第2次確保路線以下の道路から開通する。 なお、被害の状況により確保路線の開通が困難な場合は、確保路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路を開通する。
34	海路や空路による代替手段の確保	一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 緊急輸送対策 第2 緊急輸送路等の確保 3 緊急支援物資等受入れ港の確保 物資受入れ港の管理者（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、 地震災害時の緊急支援物資や資材等の海上輸送を円滑に行うため、岸壁や荷役施設、野積場等の港湾機能を速やかに確保する。 また、市町村及び県（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、東北運輸局福島運輸支局、倉庫事業者等の協力を得ながら、受入れ港周辺の荷捌、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。 4 緊急支援物資等受入れ空港の確保 物資受入れ空港の管理者（災害対策本部物資班、河川港湾班）は、 災害時の緊急支援物資や資材等の航空輸送や、災害派遣医療チーム等の受入れを円滑に行うため、福島空港の機能を速やかに確保する。 5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保 県（災害対策本部総括班）及び市町村は、 災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。
35	連絡（通信）手段の確保	一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第2節 防災情報通信網の整備 第3 その他通信網の整備・活用 1 非常通信体制の充実強化 県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、大規模停電時も含め 災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。 2 その他通信連絡網の整備 (2) 災害時の機能確保 各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。 また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。
36	過疎地の消防力不足	一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第5節 火災予防対策 第1 消防力の強化 3 救助体制の整備 各消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。 また、市町村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど 初期救助の体制整備を図る。 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節 救助・救急 第4 消防本部による救助・救急活動 3 救助・救急体制の整備 消防署（所）、消防団詰所及び町内会事務所等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、 消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

氏名公表

令和6年能登半島地震の主な課題と県地域防災計画の対応表

No	主な課題・問題点	地域防災計画における記載（《 》は今回修正箇所）
37	死者：遺族の同意を要件とした公表	<p>一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難</p> <p>第6 安否情報の提供等</p> <p>2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合</p> <p>県（災害対策本部情報班）又は市町村は、<u>被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。</u></p> <p>また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。</p>